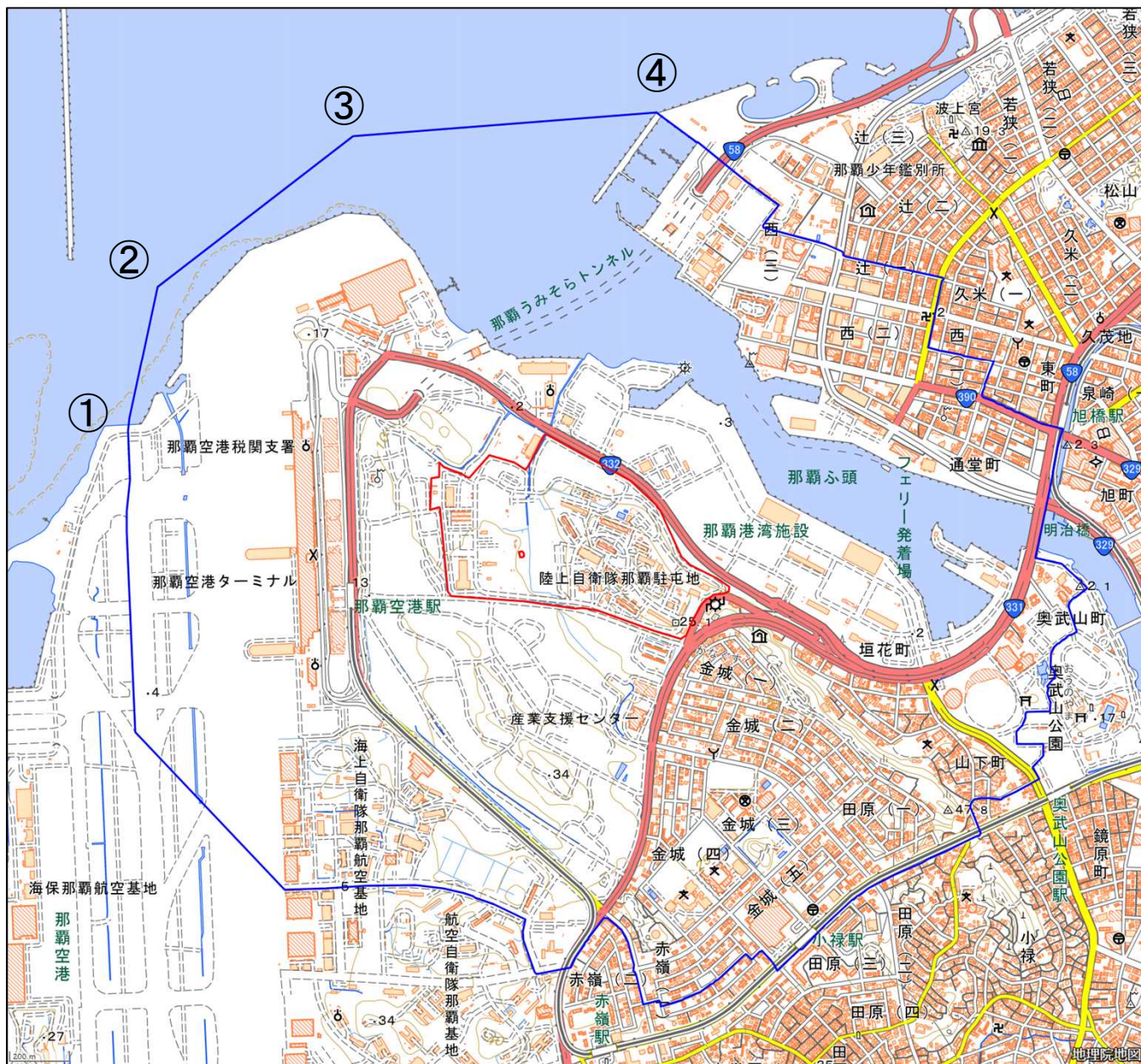


陸上自衛隊那覇駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	沖縄県那覇市	字鏡水六百七十九番地
対象防衛関係施設 の区域	沖縄県那覇市	字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）並びに住吉町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設 周辺地域	沖縄県那覇市	赤嶺一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字大嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小禄（次の図面に示す部分に限る。）、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、字当間（次の図面に示す部分に限る。）、奥武山町（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町、垣花町一丁目から三丁目まで、金城一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、住吉町一丁目から三丁目まで、田原一丁目、辻一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、通堂町、西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、東町（次の図面に示す部分に限る。）及び山下町（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯二十六度十二分四十二秒、東経百二十七度三十八分四十二秒の点 二 北緯二十六度十二分五十六秒、東経百二十七度三十八分四十五秒の点 三 北緯二十六度十三分十二秒、東経百二十七度三十九分八秒の点 四 北緯二十六度十三分十五秒、東経百二十七度三十九分四十四秒の点
備考		
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及</p>		

び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

陸上自衛隊那覇駐屯地周辺地域 (沖縄県那覇市字鏡水679番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

